

## 静岡県監査委員告示第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和6年6月11日

静岡県監査委員 渡邊 芳文  
静岡県監査委員 山下 和俊  
静岡県監査委員 良知 淳行  
静岡県監査委員 阿部 卓也

監査対象機関	監査結果報告年月日
浜松財務事務所	令和5年12月11日
<b>【監査の結果】</b>	
1 監査結果の区分	注意
2 件名	不動産取得税の課税誤り
3 内容	浜松財務事務所は、平成30年度及び令和3年度において、取得後5年以上経過した家屋に誤って不動産取得税を課税し、3件174,700円の誤徴収及び2件2,400円の還付加算金を発生させた。
<b>【措置の内容】</b>	
1 事案発生の原因	<p>浜松財務事務所では、不動産取得税市町通知分の事務処理において、市町へのデータ提供依頼から最終的な県税システムへの入力に至るまでの処理手順を詳説したマニュアルを用意しています。</p> <p>しかし、従来のマニュアルは、税額計算の詳細を重視した構成となっており、期間制限の取扱いについては、基本的事項の説明しかありませんでした。</p> <p>このため、ダブルチェックの際に、建築年月日の確認が他の項目と比べておろそかになり、課税誤謬を引き起こす結果となりました。</p>
2 改善措置	<p>過去5年分の課税データを調べた結果、浜松市分で3件174,700円の課税誤謬が見つかりました。内訳は、平成30年度課税が1件19,500円、令和3年度課税が2件155,200円（それぞれ35,500円と119,700円）です。税務課への連絡後、納税者に連絡を取り、全員の了承をいただいた上で、令和4年10月末に還付加算金と合わせて全額還付を完了しています。</p>
3 再発防止策	(1) 事務説明会での解説

年度初めの課員への事務説明会において、今回の失敗を含めた過去の要注意事例を解説することとしました。これまで、作業スケジュールと税額計算のポイントを説明するだけであった点を改めます。今回の事例を受けて、税務課が県内統一マニュアルを作成しておりますが、時間の経過とともに、本事例がマニュアルの一項目として埋没してしまうことを防ぐためにも、見落としやすいチェック項目の実例として、毎年、一連の経緯を課員に周知します。

(2) 県税システムの照合リストによる確認

令和5年度から、県税システムで、新たに過年度建築分の照合一覧表が出力できるようになりました。この一覧表を活用し、照合結果を記録していくことで確認漏れを防ぎます。また、地域別の主・副両担当がデータを個別にチェックした上で、さらに、総括担当が全体を再チェックすることで、見落とし箇所がないように万全を期します。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
富士健康福祉センター〔富士保健所、富士児童相談所、富士知的障害者更生相談所〕	令和5年12月11日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 庁舎のマスターキーの紛失</p> <p>3 内 容 富士健康福祉センターは、旧保健所区域（本庁舎1階、地階の一部及び庁舎1階保健所棟）全ての部屋の開錠ができるマスターキー1本を紛失し、鍵の取り替え費用として272,800円が発生した。また、令和4年3月中旬にはマスターキーを紛失している可能性があったが、マスターキーの適正な管理を怠ったことなどから、鍵の取り替えは令和4年6月23日に行っており、この間、紛失したマスターキーの使用により庁舎への侵入や盗難等の被害が発生する恐れがあった。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>1 本事案の原因</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ マスターキーの持ち出しについて、貸し出し簿がなく、誰がいつ持ち出し、いつ返却したのかわからない状態で使用していました。</li> <li>・ 紛失した日時、誰の使用後か、のいずれも判然としませんでした。</li> </ul> <p>2 再発防止策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 管理を徹底するため、マスターキーの持出時と返却時に、それぞれ時刻と氏名を記載して、持出者当人ではない総務課職員が確認の上押印する貸出簿を、令和4年4月26日に作成し、マスターキーの出入りを確認するように改善しました。</li> <li>・ 紛失したマスターキーを悪用されないよう鍵を取り替えることとし、令和4年6月23日に交換を実施しました。</li> </ul>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
富士健康福祉センター〔富士保健所、富士児童相談所、富士知的障害者更生相談所〕	令和5年12月11日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 個人情報を含む書類の紛失</p> <p>3 内 容 富士健康福祉センターは、医療機関への立入検査業務にあたり、「診療所開設許可申請書」等が綴られたファイルを持ち出し、これを紛失した。紛失したファイルの中には医師免許証や履歴書の写しなど、個人情報が記載された書類が含まれていた。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>1 本事実の原因</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 検査書類等の持出し、持ち帰りの際に書類の所在確認を行っていませんでした。</li> <li>・ 検査当日、昼休みに帰庁した際、検査書類を執務室に戻さず、施錠した公用車内に置いたままの時間がありました。</li> <li>・ 検査場所が変わる都度の書類確認（紛失していないことのチェック）ができていませんでした。</li> </ul> <p>2 再発防止策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和4年11月21日から個人情報を含む書類を持ち出す際は「個人情報等持出簿」に必ず記入し、複数で持出・返却を確認するようにしました。</li> <li>・ 公用車から離れる際は、検査書類を車内に置き去りにせず、必ず携帯するようにしました。</li> <li>・ 令和4年11月25日からチェックリスト（診療所立入検査持出し書類確認票）により、検査終了ごとに持ち出し書類が揃っているかどうかを確認するようにしました。</li> <li>・ 個人情報の置き忘れ等を防ぐため、今後も引き続き医療機関への立入検査の出張は公共交通機関ではなく公用車を使用します。</li> </ul>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
清水港管理局	令和5年12月11日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 電柱共架料金の未払い</p> <p>3 内 容 清水港管理局は、平成17年2月及び令和3年1月に電力会社の所有する電柱にソーラス用の光ケーブルを共架する工事を実施したが、共架申込手続きが未了のまま、共架料（ソーラス用光ケーブル共架電柱10本分、未払額計119,925円）を支払っていなかった。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>本件は、平成16年度及び令和2年度に、清水港の保安対策として実施した電柱への光ケーブル共架工事において、電力会社への事前協議を行った後、共架申込手続きも適切になされているとの思い込みにより工事を進めたことから、結果的に、書類手続きの未了による共架料の未払いが発生したものです。</p> <p>令和4年度までに発生した未払額の支払いについては、電力会社と協議の上、令和5年6月に覚書を締結して支払いを完了するとともに、令和5年度分については、令和5年5月に新たな共架契約（1年間ごとの自動更新）を締結して年間共架料の支払いを完了しました。</p> <p>今後の防止策としては、電柱への共架工事に当たって、あらかじめ、工事・事務担当課及び電力会社とで申込手続きフローの確認を含めた事前協議を行うとともに、各事務手続きに係る起案文書には必ず当該フローを添付し、担当課内での複数職員によるチェックの徹底と、関係課全体での進捗管理を可能とする体制を整えます。</p> <p>今後は、工事に係る事務手続きを遺漏なく、手順どおりに進められるよう、関係課及び関係事業者間の情報共有を適切に行い、複数の担当者によって手続きの進捗が確認できる体制の確保を徹底して、再発防止に努めます。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
沼津西高等学校	令和5年12月11日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 生徒の個人情報に記載された資料の紛失</p> <p>3 内 容 沼津西高等学校は、修学旅行中に生徒の個人情報に記載された資料を紛失した。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>新大阪駅で新幹線に乗車する際に資料を確認しながら生徒を誘導した後、座席ポケットに入れて置き忘れた可能性が高く、降車時の確認不足が原因であると考えられます。</p> <p>令和4年12月8日（木）に紛失に気づき、各所に確認しましたが発見できませんでした。令和4年12月9日（金）に電話番号が記載されていた生徒及び保護者、食事対応で氏名が記載されていた生徒及び保護者に電話連絡し、謝罪及び経緯の説明を行いました。令和4年12月12日（月）に校内放送で全校生徒に謝罪及び経緯説明をし、保護者宛ての文書を配布するとともに、同文書を配布した旨を保護者にメールにて連絡をしました。また、職員に対しては令和4年12月12日（月）の朝の打合せで、校長から個人情報の取扱いについて、再度注意喚起を行いました。令和4年12月21日（水）には、職員に対して個人情報の研修会を行い、管理の重要性や取扱方法について再度周知徹底を行いました。</p> <p>個人情報紛失防止対策として、個人情報を含む資料は、原則持ち出しを禁止にし、必要に応じて学校へ電話をして確認する体制にしました。また、現地で複数人が個人情報を閲覧する必要がある学校行事については、Googleドライブを利用することにしました。</p> <p>毎月の職員会議で注意喚起し、個人情報の適切な管理について職員の意識啓発を図り再発防止に努めます。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
掛川工業高等学校	令和5年12月11日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 生徒への不適切な言動</p> <p>3 内 容 掛川工業高等学校の教諭は、令和4年8月から令和5年4月にかけて、野球部の活動中に、部員生徒に対し、不適切な言動を日常的に繰り返し、生徒1人が心身の不調を訴えた。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>本事案は、当該教諭が顧問を務める野球部を強くしたい思いから、適切な指導に対するブレーキが効かなくなってしまうこと、指導者の意図する指導方法を生徒が理解できないことに対する苛立ちから不適切な言動に繋がりました。</p> <p>当該教諭に対し、令和5年4月中旬以降、2～3週間に1回のペースで校長からの生徒指導に関わる資料提供及びレポート提出、講読、動画視聴等の指示・面談を実施しています。併せて、校長指導を通し、アンガーマネジメント及び再発防止に向けた取り組みを行っています。</p> <p>令和5年5月から全部活動（21部活動）の顧問に対し、体罰に関する月例報告を実施している他、部活動中は必ず複数顧問での対応、練習試合及び公式戦には管理職も出向き、活動の様子を見守る等の対応を取っています。また、7月19日（水）の再発防止に向けた校内研修では、小グループに分かれて話し合いを実施し、再発防止の標語を作成しました。作成した標語は、毎月の職員会議資料の表紙に掲載し、引き続き注意喚起と啓発に取り組んでいます。</p> <p>今後も全職員に教育公務員としての自覚と、言葉の暴力をはじめとした不祥事の再発防止に努めます。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
浜松湖南高等学校	令和5年12月11日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 生徒等の個人情報が記録されたUSBメモリーの紛失</p> <p>3 内 容 浜松湖南高等学校は、サッカー部父母の会から預かった生徒等の個人情報が記録されたUSBメモリーを紛失した。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>外部からUSBメモリーを預かったことを学校に報告せず、さらに、職員の机上に置かれた状態になっていたことが紛失の主な原因です。また、外部からUSBメモリーを預かることを学校で想定できておらず、規定がなかったこともあり、校内の情報セキュリティに関する意識が低い状況でした。</p> <p>紛失を受け、令和5年4月14日（金）にサッカー部生徒に対して管理職から謝罪するとともに、保護者に対し電話又はメールで謝罪しました。また、4月16日（日）に本校で開催されたサッカー部父母の会で、校長から出席者に対し、謝罪及び今回の経緯を説明しました。さらに、4月19日（水）以降、USBメモリーに個人情報が記録されていたと思われるサッカー部OB等に個別に電話で謝罪または謝罪文を郵送しました。</p> <p>サッカー部父母の会の会長等と相談の上、データの管理はサッカー部父母の会によるクラウド上で行うように変更されました。また、5月24日（水）の職員会議にて校長から全職員へ個人情報の取扱いについて周知徹底しました。さらに、情報セキュリティ実施手順を変更し、外部からのUSBメモリー等は原則持込禁止とし、業務上やむを得ない場合は教育情報セキュリティ管理者に許可申請することとし、安全管理を徹底するよう周知しました。個人情報の適切な管理について全職員の意識をさらに高め、再発防止に取り組みます。</p>	